

# 介護老人保健施設リハ・神戸

## 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団が開設する、介護老人保健施設リハ・神戸（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、当該利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (4) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、事業に係る事項等について理解しやすいよう説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (5) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設リハ・神戸
- (2) 開設年月日 平成12年4月19日
- (3) 所在地 神戸市北区しあわせの村1番19号

- (4) 電話番号 078-743-8500  
 (5) FAX番号 078-747-3738  
 (6) 管理者名 山本 満雄  
 (7) 介護保険指定番号 (2855080079)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	職員数
管理者	1人
医 師	1人以上
理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士	1人以上
支援相談員	1人以上
事務職員	1人以上

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。  
 (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(訪問リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

2 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

4 利用者の都合により、訪問リハビリテーション等をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて次のとおりキャンセル料を徴収する。

利用予定日の前日17時30分までに申し出があった場合 無料

利用予定日の前日17時30分までに申し出が無かった場合

全額（利用料自己負担分）

- 5 第2項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時等における対応方法）

第9条 利用者に対する事業の提供にあたって、当事業所の責に帰すべき事由によって賠償すべき事故が発生した場合には、利用者に対し適切な損害賠償を行うものとする。

（苦情処理）

第10条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

神戸市北区…ひよどり台、ひよどり台南町、星和台、鳴子、君影町、北五葉、南五葉、鈴蘭台北町、鈴蘭台南町、鈴蘭台東町、鈴蘭台西町

（個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、本サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（守秘義務）

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施を年 2 回以上おこなう
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（職員の質の確保）

第 16 条 当施設は、計画的に職員に対する研修機会等の確保に努め、職員の資質向上を図る。

（職員の勤務条件）

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 18 条 職員は、当財団が行う健康診断を年 1 回受診するものとする。

（記録の整備）

第 19 条 当施設は、従業者、施設及び設備並びに会計に関する諸記録及び利用者に対するサービスの提供に関して法令等に定められた記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 20 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団と介護老人保健施設リハ・神戸の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。